

尼崎市建築協定締結状況

令和4年4月1日現在

番号	建築協定の区域	制限の内容	用途地域	協定期間
①	尼崎市東園田町7丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・1戸建て専用住宅とする。 ・建築物の階数は2以下とする。 	第1種中高層住居専用地域	平成28年5月1日から令和8年4月30日まで
②	尼崎市田能3丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・用途は、一戸建て専用住宅又は住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1項第1号及び第2号に規定するものとする。 ・建築物の階数は地階を除き2以下とする。 ・建築物の地盤面からの最高高さは10m、軒の高さは7mを超えてはならない。 ・協定書別図に示す範囲は道路の形態を維持するため、当該範囲内には建築物及びこれに附属する工作物等を設けてはならない。 ・建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合は6/10を超えてはならない。 ・主要な外壁の色相は、原則YR、Y、BG、B及びPB系とし彩度4以下若しくはN系とする。ただし、着色を施していない自然素材についてはこの限りでない。 	第1種中高層住居専用地域	平成28年9月30日から令和18年9月29日まで
③	尼崎市食満5丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途は一戸建て住宅とする。 ・建築物の高さは10m以下(地盤面を起点とする)、建築物の階数は地階を除く地上2階以下とする。 ・1区画には1住宅(2～3世帯住宅を含む)とする。ただし、2以上の連続する区画に1棟1住宅とすることは妨げない。 ・敷地の分割は禁止とする。ただし、2以上の連続する区画を1の敷地としている場合において、分割後の面積が100㎡以上で、当該連続する区画数を超えない敷地に分割する場合についてはこの限りでない。この場合、事前に第8条の運営委員会の承認を受けなければならない。 ・建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの敷地境界線までの距離は、下記のとおりとする。 境界線A部分：外壁芯より0.7m以上とする。 境界線B部分：外壁芯より0.6m以上とする。 また、境界線より0.5mまでの間は、西側コンクリート構造物の天端を超えての盛土をしてはならない。 ただし、物置その他これに類する用途に供する建築物、又は建築物に付属する車庫等については、この限りではない。 ・敷地の地盤面の高さは、原則として協定締結時の地盤面を変更してはならない。ただし、外構工事及び自動車車庫を建築するための切土及び盛土についてはこの限りではない。 ・建築物の配置、形状、外壁等の素材と色彩並びに外構の設えは、良好なまちなみ景観にふさわしい落ち着いたものとし、外壁に使用する色彩のマンセル表色系による明度・彩度は、次の範囲内の数値とする。 明度：1以上9.5以下とする。 彩度：R・YR・Y系の場合は6以下とする。 	第1種中高層住居専用地域	令和3年7月2日から令和13年7月1日まで